

社会福祉法人つくば市社会福祉協議会
指定障害福祉サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会が開設するつくば市社協障害者ホームヘルプサービス事業所（以下、「事業所」という。）が行う障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者（以下、「訪問介護員」という。）が居宅支給決定を受けた利用者及び障害児に対し、適正な指定障害者福祉サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者及び障害児等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の運営にあたっては、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービス提供機関と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 つくば市社協障害者ホームヘルプサービス事業所
- (2) 所在地 つくば市筑穂 1-10-4（大穂庁舎内）

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、必要な事務を行うものとする。

- (2) サービス提供責任者 1名以上（常勤職員）

業務の状況により、増員及び減員することができるものとする。居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護の利用の申込みに関わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、障害福祉サービス計画の作成等を行うとともに、自らも指定障害福祉サービス

の提供にあたるものとする。

(3) 訪問介護員等 3名以上

業務の状況により、増員及び減員することができるものとする。訪問介護員等は、居宅介護計画に基づき居宅介護の提供に当たる。

(4) 事務職員 1名以上

必要な事務処理を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から金曜日とする。但し、国民の休日並びに12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 営業時間以外には、電話等により緊急の連絡調整が可能な体制とする。

2 前項における営業日以外の日及び営業時間以外の時間帯にサービス提供が必要な場合は、相談の上、状況に応じてサービスを提供するものとする。

なお、サービスの提供については、午前7時から午後8時までの間で提供するものとする。

(指定障害福祉サービスの内容及び主たる対象者)

第6条 指定障害福祉サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護

(2) 重度訪問介護

(3) 行動援護

(4) 同行援護

2 事業所において指定障害福祉サービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。ただし、同行援護については、視覚に障害を有する身体障害者及び身体障害児を対象とする。

(1) 身体障害者

(2) 知的障害者

(3) 障害児

(4) 精神障害者

(指定障害福祉サービスの提供方法)

第7条 指定障害福祉サービスの提供方法は次のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者またはその家

族に対し提供できるサービスの内容や時間、訪問介護員等の勤務体制、利用に係わる経費等を説明し、当該提供の開始について申込者の同意を得るものとする。

- (2) 指定障害福祉サービスの提供を求められた場合には、その者の掲示する受給者証に記載してある支給量を確認するものとする。また、その者の意向を踏まえ障害福祉サービス計画を作成し、指定障害福祉サービスを提供するものとする。
- (3) 指定障害福祉サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況、利用者の希望等の把握に努め、その利用者に応じた障害福祉サービス計画を作成して、その計画に沿った指定障害福祉サービスの提供を行わなければならない。また、利用者から障害福祉サービス計画の変更を希望された場合には、利用者の状況の変化や利用者の希望等を把握のうえ、必要な変更を行うものとする。
- (4) 指定障害福祉サービスを提供するに当たっては、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めながら行うものとする。
- (5) 事業所には、利用者申込みの受付、相談等に対応する適切なスペースを設けるとともに、指定障害福祉サービスに必要な設備及び備品を設置するものとする。

(利用料の受領)

第8条 指定障害福祉サービスを提供した場合、利用者は障害者総合支援法による基準報酬より算定した額を、市町村が定める月額負担上限額の範囲内において利用者負担額を支払うものとする。

- 2 つくば市外に居住する利用者に対して指定障害福祉サービスを提供する場合に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、走行距離1キロメートルあたり20円とし、支払いを受けたときには必ず領収書を発行する。(この場合の交通費も実費の範囲内で設定すること)
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。
- 4 通院等の介護を提供する場合に要する交通機関は、公共交通機関を利用し、それに係る交通費は全て利用者が移動介助員分も負担するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、つくば市内とする。

(衛生管理)

第10条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理に努めるものとする。

2 事業者は、指定訪問介護に使用する設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 訪問介護員は、指定障害者福祉サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第12条 事業所は、提供した指定障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」、厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所の従業者等は利用者のプライバシーの保護に充分配慮し、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を一切外に漏らしてはならない。

3 事業所の従業者であったものは、従業者等でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。

(虐待防止のための措置)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための指針に基づき、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催

(2) 虐待を防止するための職員研修の実施

(3) 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の措置

(4) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）

第15条 事業所は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」をいう。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

（その他運営についての留意事項）

第16条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回程度
- 2 訪問介護員等は身分を証明する証票を常に携行し、利用者又はその家族から求められたときはこれを掲示する。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人つくば市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、平成18年4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、平成18年10月1日から一部改正し施行する。

この規程は、平成22年6月28日から施行する。

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。